

元教教人第 16 号
令和元年 9 月 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課長
各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各国公立大学法人担当課長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長 殿
文部科学大臣所轄各学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局財務課長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局私学行政課長
(公 印 省 略)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による学校教育法、教育職員免許法及び私立学校法の一部改正について（通知）

第 198 回国会において成立し、令和元年 6 月 14 日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37

号。以下「一括整備法」という。別添1参照。)により、学校教育法(昭和22年法律第26号)、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び私立学校法(昭和24年法律第270号)が改正されました(別添2参照)。一括整備法の成立については、令和元年6月24日付けで内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長から各都道府県知事に対して通知されていますので、添付いたします(別添3)。また、一括整備法の成立に伴う地方公務員法の一部改正について、令和元年6月24日付けで総務省自治行政局公務員部公務員課長から各都道府県総務部長(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)、各都道府県人事委員会事務局長、各政令指定都市総務局長(人事担当課扱い)及び各政令指定都市人事委員会事務局長に対して通知されていますので、添付いたします(別添4)。

この一括整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(以下「成年被後見人等」という。)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものです。

貴職におかれては、一括整備法の趣旨に則り、下記事項に留意の上、関係する条例や規則等の整備を行う等、施行に遺漏のないよう格別の御配慮をいただくとともに、それぞれの資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断するようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 改正内容

(1) 学校教育法の一部改正(一括整備法67条関係)

成年被後見人等が校長又は教員となることができないとする規定を削除したこと(一括整備法による改正後の学校教育法第9条(専修学校又は各種学校に準用する場合を含む。)関係)。

(2) 教育職員免許法の一部改正(一括整備法第68条関係)

成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定を削除し(一括整備法による改正後の教育職員免許法第5条第1項関係)、その他所要の規定を整備したこと。

(3) 私立学校法の一部改正（一括整備法 69 条関係）

学校法人の役員となることができない者について、学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者及び心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるものとし（一括整備法による改正後の私立学校法第 38 条第 8 項関係）、その他所要の規定を整備したこと。

2. 施行期日

公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）（一括整備法附則第 1 条第 2 号関係）としたこと。

3. 留意事項

(1) 都道府県教育委員会等の権限に係る資格・職種・業務等について

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県教育委員会等の権限に係るものが含まれており、これに関する条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をされたいこと。

(2) 各地方公共団体の条例・規則等について

各地方公共団体の条例・規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度について、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をされたいこと。

(3) 成年被後見人等に係る選考等の取扱いについて

成年被後見人等に係る選考等の取扱いについて、選考等に係る成年被後見人等からの申込の受付が一括整備法の施行日以前であっても、選考等の実施時点が一括整備法の施行日以降である場合は、その受付を行わないことがないようにすること。

【別添資料】

- 別添1 一括整備法の概要
- 別添2 一括整備法（本文・新旧対照表）（関係部分抜粋）
- 別添3 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立について（令和元年6月24日付け府成見第2号内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知）
- 別添4 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正について（通知）（令和元年6月24日付け総行公第33号総務省自治行政局公務員部公務員課長通知）
- ※本通知の別添資料は省略する。

本件連絡先

<学校教育法について>

文部科学省初等中等教育局財務課

電 話：03-5253-4111（内線：2588）

e-mail：zaimu@mext.go.jp

<教育職員免許法について>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

電 話：03-5253-4111（内線：3968）

e-mail：menkyo@mext.go.jp

<私立学校法について>

文部科学省高等教育局私学行政課

電 話：03-5253-4111（内線：2532）

e-mail：sigakugy@mext.go.jp

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

【施行期日】 ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日

②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月

③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月

④上記により難しい場合→個別に定める日

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

第一条（第六十六条）（略）

（学校教育法の一部改正）

第六十七条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第一項とし、同条中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（教育職員免許法の一部改正）

第六十八条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を削り、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第一項第一号及び第十四条第一号中「、第四号又は第七号」を「又は第六号」に改める。
第十四条の二中「、第四号若しくは第七号」を「若しくは第六号」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第六十九条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「職務の」の下に「適正な」を加える。

第三十八条第八項を次のように改める。

8 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

第七十条（第七十四号）（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章

第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第二百一条、第二百三条、第三十三条、第三十五条、第三十八条、第三百九条、第三百六十一条から第三百六十三条まで、第三百六十六条、第三百六十九条、第七十条、第七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三・四（略）

第二条～第二十九条（略）

【文部科学省関係】

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>（削る）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>二 四（略）</p>	<p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>三 五（略）</p>

改正案	現行
<p>（授与）</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>四〇六（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（失効）</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（授与）</p> <p>第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>五〇七（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（失効）</p> <p>第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。</p> <p>一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2（略）</p>

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。

二・三 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号若しくは第六号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁(免許管理者を除く。)は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するとき。

二・三 (略)

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号、第四号若しくは第七号に該当すると認めたとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若しくは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

改正案	現行
<p>（委員の解任）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。</p> <p>（委員の解任）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>8 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者</p> <p>二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの</p>	<p>（委員の解任）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>27（略）</p> <p>8 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。</p>

府成見第2号
令和元年6月24日

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～3参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URLを末尾に記載）、「法律の概要」（資料1）、「見直し法律リスト」（資料2）及び「衆議院修正案」（資料3）を御参照下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Iのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成29年12月1日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年6月14日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から3月を経過した日（令和元年9月14日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から6月を経過した日（令和元年12月14日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年12月1日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています(土地改良法の改正規定(法案第111条)を削除し、建築士法等の改正規定の施行日(法案附則第1条第3号)を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正)。修正案は資料3を御参照下さい。

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料2 見直し法律リスト

資料3 衆議院修正案(要綱、案文、新旧対象条文)

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室

西村、藤野、川上、金柄

TEL：03-3581-1875(直通)

メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp

nishimura-shintarou@mhlw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino-masahiro@mhlw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は令和元年7月中旬を目途に廃止されます。

総行公第33号
令和元年6月24日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各都道府県人事委員会事務局長
各政令指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各政令指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正につ
いて（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「一括整備法」という。）が、
令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第2
61号）の一部が改正されました。

この一括整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律
第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見
人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に
差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る
措置の適正化等を図るものです。

貴職におかれては、一括整備法の趣旨に則り、下記事項に留意の上、その施行
に遺漏のないよう格別の御配慮をお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますよう
お願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、
各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えま
す。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245
条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第1 地方公務員法の一部改正（一括整備法第44条関係）

- (1) 成年被後見人等は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができないとする規定を削除すること（一括整備法による改正後の地方公務員法（以下「改正地公法」という。）第16条関係）。
- (2) 職員は、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定を削除すること（改正地公法第28条第4項関係）。
- (3) その他所要の規定を整備すること。

第2 施行期日

公布の日から起算して6月を経過した日（令和元年12月14日）（一括整備法附則第1条第2号関係）。

第3 その他

成年被後見人等に係る競争試験及び選考の取扱いについて、競争試験又は選考の実施時点が、一括整備法の施行期日以降である場合は、競争試験等に係る成年被後見人等からの申込の受付を行わないことがないよう留意すること。